

鳥獣保護管理法の基本指針の変更

- 鳥獣保護管理法第3条に定める基本指針に基づき、各都道府県は鳥獣保護管理事業計画を策定することとなっている。
- 事業計画の期間が令和3年度末となっていることから、鳥獣保護管理法の施行状況の点検結果及び最新の社会情勢等を踏まえ、今般基本指針を変更するもの。

項目	改定のポイント
鳥獣の管理の強化	➤ 第二種特定計画の目的達成のため、数値等で具体的に評価可能な目標を設定。計画の中で実施される指定管理鳥獣捕獲等事業も含め、適切な評価・見直しを行い、順応的な計画の推進を図る ➤ 都府県をまたぐ広域的な捕獲の強化 ➤ 国は、都道府県が必要な認定事業者を確保できるよう事業者育成の取組を引き続き支援するとともに、質の向上のための取組に努める
鳥獣の保護の推進	➤ 錯誤捕獲の防止のため、錯誤捕獲の情報収集を進め、必要に応じわなの規制の見直しを図るとともに、捕獲者への指導、錯誤捕獲時の体制整備等の取組を推進 ➤ 本州以南における鳥類の鉛中毒の実態把握、鳥類への影響評価の検討
人材育成	➤ 狩猟免許の取得促進のみならず、十分な捕獲技術をもった人材の育成を進めること ➤ 大学等と連携した専門人材の育成・確保の整備に向けた検討・支援
感染症への対応	➤ 野生鳥獣に関する感染症対策について情報収集及び鳥獣への感染状況等に関する調査等の実施 ➤ 公衆衛生、家畜衛生等の担当部局等との連携・情報共有
その他	➤ 外来鳥獣の計画的管理への影響を踏まえた狩猟鳥獣の指定 ➤ 市街地出没等における円滑な対応のための連絡体制の構築及び人材育成 ➤ 鳥獣保護管理に必要な情報の規格化を進め、一般市民へのオープンデータ化、見える化を推進